

議案第67号

令和6年3月18日提出

提出者 松山市議会議員 池 本 俊 英

大 塚 啓 史

田 中 エリナ

河 本 英 樹

矢 野 尚 良

山 本 智 紀

岡 雄 也

大 木 健太郎

梶 原 時 義

長 野 昌 子

清 水 尚 美

原 俊 司

地方自治法第180条の規定による軽易事項の指定の一部改正について  
地方自治法第180条の規定による軽易事項の指定の一部を次のように改正する。

記

地方自治法第180条の規定による軽易事項の指定の一部改正  
第3項中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

(提案理由)

地方自治法の改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に  
指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。